

(事務連絡)
令和4年2月4日

関係団体 御中

群馬県産業経済部 産業政策課
感染症対策産業経済支援室

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から別添のとおり事務連絡がありました。

本内容について、健康福祉部 感染症・がん疾病対策課から周知依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴下会員等に広く周知くださいますようお願いいたします。

※本件に関するお問合せは、以下の連絡先までお願いいたします。

連絡先:群馬県健康福祉部 感染症・がん疾病対策課 感染症危機管理第一係(TEL:027-226-2618)

【事務担当】

群馬県産業経済部 産業政策課 感染症対策産業経済支援室
事業者支援係 (TEL : 027-226-3326)

各所属長 様

感染症・がん疾病対策課長 中村 多美子

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴管下関係機関あて周知方よろしくお願いいたします。

【概要】

・今般の科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間について、

①原則、7 日間で 8 日目に解除

②社会的機能維持者(*)の方は、2 日にわたる検査を組み合わせることで、5 日目に解除

(無症状であり、最終接触日から 4 日目及び 5 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認されている場合。)という取扱いとする。ただし、10 日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を行うこと。

・併せて、無症状患者(無症状病原体保有者)の療養解除基準についても、検体採取日から「7 日間」を経過した場合は療養解除を可能とする。また、濃厚接触者と同様に 10 日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を行うこと。

(*)業種については、別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を参照。

事務担当
感染症・がん疾病対策課 感染症危機管理室 感染症危機管 理第一係 直 226-2618 内 2898 主事 岩崎 貴之